

提出された意見等及びそれに対する市議会の考え方

案件名：都城市空家等の適正管理に関する条例（案）

募集期間：令和3年5月14日（金）～令和3年6月14日（月）の32日間

意見等提出件数：1件

項目	意見等の内容	件数	市議会の考え
その他	<p>当方平成23年7月土地を取得、平成26年6月住宅を建築（北側旗竿地に空家あり）</p> <p>平成26年11月頃、空家の所有者と思われる人物と対面、今後の為に連絡先を教えてもらう</p> <p>平成28年頃の台風で空家のコンテナが横倒しになり倒壊の恐れがあるため電話連絡するも応答なし、手紙にて状況をお知らせする⇒応答なし</p> <p>平成30年頃、空家の雑草繁殖が酷くなり害虫・爬虫類等発生したため市役所へ対応を依頼</p> <p>⇒業者を派遣してもらう</p> <p>それ以降一切適切な管理が行われず雑草は伸び放題、当方としては困り果てて毎年市役所へ対応をお願いしているが何ら処理してもらえず現在に至る</p> <p>令和3年4月頃には空家の敷地内へ侵入し奇声を発する不審者が発生</p> <p>近隣住民より当方が雑草等の処理をすべきではないかと対応を遠回しに迫られ苦慮している</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法を適用し適切かつ迅速に対応していただきたいと思います</p>	1	<p>条例案には直接関係ありませんが、この条例ができることで、御意見のような案件に対し様々な緊急安全措置を講じる根拠ができるものと考えます。場合によっては、その後の特措法の適用にスムーズにつながることを期待できると考えます。</p> <p>なお、いただいた意見等については関係課へも情報を提供いたしました。</p>